

兵庫県自転車活用推進計画(素案)【概要版】

計画策定の背景

自転車活用推進法(2017年5月)

- 基本理念
自転車は
○環境に深刻な影響を及ぼす物質及び騒音・振動を発生しない
- 災害時において機動的である
- 健康増進及び交通混雑緩和による経済的社会的効果を及ぼす
- 交通の安全の確保が図られる

自転車活用推進計画【国】(2018年6月)

- 計画期間
長期的な展望を視野に入れつつ、2020年度まで
- 目標
①自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成
- ②サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現
- ③サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現
- ④自転車事故のない安全で安心な社会の実現

自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

- 目的
自転車の安全で適正な利用に関し、県民、事業者等の役割並びに県及び市町の責務を明らかにし、県が実施する施策の基本事項を策定

兵庫2030年の展望

- 目指す姿
「すこやか兵庫」の実現 ～五国を活かし 日本を先導 世界につなぐ～
- 基本方針
「未来の活力」の創出、「暮らしの質」の追求、「ダイナミックな交流・環流」の拡大

兵庫県自転車活用推進計画の策定

- 計画の区域: 神戸市を除く兵庫県全域
- 計画の期間: 長期的な展望を視野に入れつつ、2023年度までとする。

連携

【神戸市】
自転車施策

現状

都市環境

- 自転車通行空間の整備率は、全国平均以上ではあるものの、総延長に対し極端に短く、自転車ネットワーク計画の策定状況には地域に偏りがある。
- 駐輪場の増加に伴い放置自転車は減少しているものの依然として多い状況。
- シェアサイクルのニーズは高いが、設置数は伸び悩んでいる。

安全・安心

- 自転車関係事故のうち、対車両が約9割、そのうち約8割が交差点で発生している。
- 学生や児童の事故は、通学時、帰宅時に多く、第1当事者が自転車である事故は若年層に多い。また、死亡事故に占める高齢者の割合が高い。
- 自転車乗車中の死傷者の交通ルール違反割合は、約9割と高い。
- 全国に先駆けて自転車保険加入を義務化している。

観光

- 島嶼部や山間部など変化に富んだ地形や、歴史・風土の異なる五国からなり、各地に分布する多彩な観光資源(魅力)に多くの観光客が訪れているが、宿泊する観光客は、大阪府や京都府に比べて少ない。
- 各地で、走行距離100kmを超えるロングライドや、季節毎の自然・歴史建造物等をゆっくり巡るサイクルイベントが開催され、人気を博している。
- 人口は、平成21年度をピークに減少しており地域の活力低下が懸念される。

健康

- 県民の健康寿命は、全国に比べ男女ともに短い。
- 運動習慣者の割合は、男女ともに働く世代である50歳代以下が、60歳代以上よりも低い。
- 通勤時の自転車利用は、全国平均以上ではあるものの、大阪府や京都府に比べて低い。
- 自動車の運転免許返納者数は、飛躍的に増加しており、返納者の外出減少が懸念される。

課題

- 子供から高齢者まで幅広い世代が、通勤・通学・買い物など日常生活において自転車を気軽に利用できるようにするため、以下の取組みが必要である。
- ①自転車通行空間の整備により安全に自転車を利用できる都市環境の形成
- ②駐輪場の設置やまちづくりと連携した総合的な取組みの推進

- 自転車事故を削減するために、以下の取組みが必要である。
- ①安全な自転車通行空間の整備
- ②安全教育の推進や交通ルール等の周知などによる自転車利用者の安全意識の向上や自転車利用者への思いやりの醸成

- 県内で多くのサイクルイベントが開催されておりニーズが高いことから、今後予想される人口減少による地域経済の縮小に対し、自転車を観光誘客のツールとして積極的に活用し観光振興を図るために、以下の取組みが必要である。
- ①県内の多彩な観光資源を活用したサイクルルートの設定
- ②走行環境の整備や受け入れ環境の充実

- 県民の健康寿命延伸や運動不足解消につなげるとともに、高齢者になる前に、免許返納後も自転車を活用できる体作りを行うために、以下の取組みが必要である。
- ①日常生活における自転車活用の推進

将来像と基本方針

将来像

「自転車文化が花開く『すこやか兵庫』」

基本方針

自転車が機動的で環境に優しいなどの特性を理解したうえで、通勤・通学、買い物などの日常生活だけでなく、スポーツ、レジャー、観光、配送など、あらゆる社会経済活動において自転車を活用し、地域の魅力を高める。

計画の目標

自転車を快適に利用できる良好な都市環境の形成

- 自転車ネットワーク計画の策定や自転車通行空間の整備により、県全域において自転車、歩行者が安全で快適に通行できる環境を整備する。
- 駐輪施設の適正配置、利用しやすいシェアサイクルの設置等に取り組み、自転車にやさしいまちづくりを推進する。

自転車の適正利用と通行空間の安全確保による安全な自転車活用

- 自転車通行空間の安全性向上や交差点の安全対策などにより、自転車が安全に通行できる環境の創出を目指す。
- 利用者の特性やライフステージに応じた適切な交通安全教育や交通取り締まりの実施により、自転車・自動車・歩行者が互いの特性や交通ルールを理解し、尊重し合い誰もが安心して自転車を利用できる。
- 自転車保険加入や安全性の高い車両の購入、適切な点検など、自転車利用者の安全意識の向上を目指す。

五国の多彩な資源(魅力)を活かしたサイクルツーリズムの推進による地域活力の向上

- 変化に富んだ地形を活かしたロングライドが楽しめる「モデルルート」や、多彩な観光資源(魅力)をボタリングで楽しめる「地域ルート」など、サイクリストの多様な志向に応じた通行環境の整ったサイクリングルートを提供する。
- 地域の受け入れ環境の充実等により、サイクルツーリズムの目的地としての魅力と知名度の向上を図る。
- 国内外のサイクリストが県内各地で長期滞在も含めたサイクルツーリズムを楽しむようになることで、交流人口の拡大を図り、地域の活力向上を目指す。

自転車利用の促進による健康で活力ある社会づくり

- 通勤・通学、買い物など、日々の活動において、自転車を選択したくなるライフスタイルの定着により健康で活力ある社会を目指す。
- 健康づくりのツールとして自転車の有効性の認知度向上を図り、健康づくりに関する広報啓発などにより、気軽にサイクリングによる健康づくりを行う機運を醸成する。

取組む施策

- 施策1. 自転車通行空間の計画的な整備推進
- 施策2. 自転車通行空間の確保の促進
- 施策3. シェアサイクルやレンタサイクルの普及促進
- 施策4. 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備促進
- 施策5. 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携した総合的な取組の実施

- 施策6. 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- 施策7. 自転車の安全な利用促進
- 施策8. 自転車の点検整備の促進
- 施策9. 自転車通行空間の計画的な整備推進(再掲)
- 施策10. 災害時における自転車の活用の推進

- 施策10. 多彩なサイクリングルートの走行環境の整備
- 施策11. サイクリストのニーズに応じた受け入れ環境の整備
- 施策12. 情報発信の充実
- 施策13. 取組を推進していくための体制づくり

- 施策14. 健康づくりにつながる自転車利用の促進

取組む施策の具体的な取組内容

都市環境

自転車を快適に利用できる
良好な都市環境の形成

施策1. 自転車通行空間の計画的な整備推進

①自転車通行空間の整備推進



自転車道 自転車レーン



車道混在 路肩拡幅

②道路標識や道路標示等の適切な設置運用

③市町版自転車活用推進計画(自転車ネットワーク計画を含む)の策定支援

施策2. 自転車通行空間の確保の促進

①交通規制の適切な実施と運用



②自転車の放置防止の推進

施策3. シェアサイクルやレンタサイクルの普及促進

①シェアサイクル・レンタサイクルの環境整備



- 自転車通行空間の整備延長
【実績値】65km(2018年度)【目標値】125km(2023年度)
- 市町版自転車活用推進計画の策定市町
【実績値】0市町(2018年度)【目標値】10市町(2023年度)

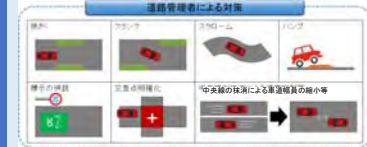
施策4. 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備促進

①駐輪対策の推進



施策5. 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携した総合的な取組の実施

①ゾーン対策等の生活道路対策の推進



- ②歩車分離式信号等の整備
- ③無電柱化の推進

安全・安心

自転車の適正利用と通行空間の
安全確保による安全な自転車活用

- 自転車が第一当事者となる人身事故件数
【実績値】1921件(2018年)
【目標値】自転車第一当事者となる人身事故件数について、全人身事故件数の減少割合以上の割合で減少させることを目指す。(2023年)

施策6. 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

①交通安全教育の推進



②指導者の育成



③効果的な安全教育手法の検討

施策7. 自転車の安全な利用促進

①通行ルールの周知

②安全意識向上の啓発



③自転車の安全利用の促進

④指導・取締りの実施

⑤自転車保険への加入

施策8. 自転車の点検整備の促進

①点検整備の促進

②子供に対する点検整備教育の充実



施策9. 災害時における自転車の活用の推進

①災害時の自転車の活用

観光

五国の多彩な資源(魅力)を活かした
サイクルツーリズムの推進による地域活力の向上

- 8地域のモデルルートにおけるサイクリング環境の整備
【実績値】0ルート(2018年度)【目標値】8ルート(2023年度)

①誰もが安全・快適に走行できる環境の整備



②大鳴門橋自転車道の整備



施策11. サイクリストのニーズに応じた受け入れ環境の整備

①多様なサイクリストが快適に利用できる環境の整備

②多様な自転車輸送手段の確保

③サイクリストが安心して宿泊することができる環境の整備



④地域の魅力を満喫し、地域振興に寄与する仕掛けづくり

施策12. 情報発信の充実

①誰もがどこでも容易に情報が得られる情報発信の充実

施策13. 取組を推進していくための体制づくり

①関係者が連携して施策を推進していくための体制づくり

健康

自転車利用の促進による
健康で活力ある社会づくり

- 通勤目的の自転車分担率
【実績値】13.7%(2018年度)
【目標値】14.5%(2023年度)

施策14. 健康づくりにつながる自転車利用の促進

①自転車通勤、健康づくりに関する広報啓発



平成29年度
新たに認定した企業は
次の5社です。

コニカミノルタ株式会社
東京サイト
【東京都 八王子市・日野市】

スズキ株式会社
【静岡県 浜松市】

株式会社ノリタケカンパニー
リミテッド
【愛知県 名古屋】

パナソニック
サイクルテック株式会社
【大阪府 柏原市】

●自転車通勤は許可制、通勤手当支給
●保険加入義務化、通勤規約もあり
●年2回全社交通安全委員会開催

●自転車通勤は許可制、保険義務化
●通勤手当+自転車通勤奨励金
●毎月交通安全・マナーアップ活動

●自転車通勤は許可制、保険義務化
●通勤手当支給、点検整備も奨励
●地元警察署を招き交通安全講習会



計画の進め方

○計画の推進体制

本計画に位置付けられた目標を達成するため、関係部局等で構成されたWGで連携・協力して施策の推進を図る。

○計画のフォローアップ及び見直し方法

本計画について、必要に応じて有識者の助言を受けつつ、年に一度を基本として進捗状況についてのフォローアップを実施し、計画の進捗状況を評価するとともに施策の見直し・改善を図る。また、計画期末には、社会情勢の変化等を踏まえて、有識者の助言を受け、本計画の見直しを行う。